

## ○千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則

平成20年3月28日公布  
千葉市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成20年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(パブリックコメント手続の実施の周知)

第3条 実施機関は、条例第8条第1項の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、その旨を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により市民に周知するものとする。

(対象施策の案に関連する資料)

第4条 条例第8条第1項に規定する対象施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 対象施策の案の概要
- (2) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

(対象施策の案等の公表)

第5条 実施機関は、条例第8条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出期間、提出方法及び提出場所を併せて公表するものとする。

2 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する実施機関の事務室における閲覧及び配布

(3) 市役所、各区役所及び各図書館において実施機関が指定する場所における閲覧及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 前項第2号及び第3号に掲げる方法により公表を行う場合において、公表する対象施策の案及びこれに関連する資料が相当量であるときその他正当な理由があるときは、閲覧のみの方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続において市民から意見の提出を求める場合、条例第8条第1項の規定による公表の日から起算して1月以上の期間を設けるものとする。ただし、実施機関が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 パブリックコメント手続における意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 前項の規定により意見の提出を行おうとする者は、当該意見の提出に当たり、氏名及び住所（意見の提出を行おうとする者が法人その他の団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の提出者数等の公表)

第7条 実施機関は、条例第8条第4項の規定による公表を行う場合は、前条第2項各号の方法ごとの意見の提出者の数及び提出された意見の数を併せて公表するものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(附属機関の委員の募集)

第8条 実施機関は、附属機関の委員を公募により選任するため委員

を募集しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の設置目的及び審議事項
- (3) 委員の任期
- (4) 会議の開催予定
- (5) 募集する委員数及び応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 委員の選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 委員の報酬
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 前項の規定により委員の募集をするときは、1月以上の募集期間を設けるものとする。ただし、実施機関が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(附属機関の委員の応募資格)

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

(委員の選考方法)

第10条 実施機関は、公募委員の選考を行うときは、附属機関ごとに選考委員会を設置し、面接及び次に掲げるいずれか一以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、公募委員の選考を終了したときは、速やかに、その結果を応募者全員に通知するものとする。

3 公募委員を選考した結果、選任することとする者の数が募集人数に満たなかったときは、実施機関が適当と認める方法により委員を選任することができる。

(ワークショップの開催)

第11条 実施機関は、条例第6条第1項のワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 参加対象者の範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。

3 前2項の公表は、対象とする事案に応じ、インターネットを利用して閲覧に供する方法、公表に係る対象施策を所管する実施機関の事務室における閲覧及び配布その他の実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(その他の市民参加の手続)

第12条 条例第6条第1項に規定するその他の市民参加の手続は、意見交換会、意見募集、アンケート調査等とする。

(意見交換会の開催)

第13条 意見交換会(実施機関が開催する会合であって、対象とする施策又は施策の案(以下「対象施策等」という。)について市民の意見を聴取し、又は市民及び実施機関若しくは市民同士が意見を交換する場を設けるものをいう。)を開催する場合の手続については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(意見募集の実施)

第14条 実施機関は、意見募集(対象施策等について市民から意見の提出を求める手続のうち、パブリックコメント手続を除いたものをいう。)を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものと

する。

(1) 意見を募集する対象施策等の内容

(2) 対象施策等の概要、趣旨、目的、背景等の対象施策等を理解するために必要な資料

(3) 意見の提出期間、提出方法及び提出場所

2 意見募集における意見の提出については、第6条の規定を準用する。

3 実施機関は、意見募集を行ったときは、千葉市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要、意見の提出者数及び意見の数を公表するものとする。

4 第1項及び前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施)

第15条 実施機関は、アンケート調査（対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を問う調査をいう。）を行ったときは、その結果を公表する。

2 前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(実施計画の策定)

第16条 条例第12条に規定する市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 市民参加の手続を実施する施策及びその内容

(2) 協働により実施する施策及びその内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働を推進するために実施する施策

(4) その他市長が必要と認める事項

(実施計画及び実施状況の公表)

第17条 条例第13条の規定による実施計画及びその実施状況の公表は、条例第15条第1項の規定による調査審議の後、速やかに、行う

ものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項の規定を準用する。

(推進会議の組織)

第18条 条例第14条第1項に規定する千葉市市民参加協働推進会議  
(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選  
によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代  
理する。

(会議)

第19条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことが  
できない。

3 推進会議において意思決定を行う場合には、出席委員の過半数で決  
し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項  
は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に選任される推進会議の委員の任期は、平成  
22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。